

JAF 公認準国内競技

2024

テレビ朝日 ジムカーナ

大会特別規則書

開催日 令和6年12月10日(火)

開催場所 筑波サーキットコース1000

オーガナイザー 株式会社テレビ朝日

公 示

本競技会は、FIAの国際モータースポーツ競技規則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則、および本大会特別規則に従って、準国内競技として開催される。

第1条 競技会の名称

2024 テレビ朝日 ジムカーナ

第2条 競技種目

四輪自動車によるスピード競技ジムカーナ

第3条 オーガナイザー

株式会社テレビ朝日

代表者 佐藤 信也

住所 〒106-0031 港区西麻布1-2-9 EXタワー16F イベントプロデュースセンター

第4条 大会役員

大会組織委員長	佐藤 信也	組織委員	能見謙司、川島 淳
大会審査委員長	深尾 秀明	審査委員	石井 一
大会競技長	小高 正	コース委員長	大越 秀樹
計時委員長	斎藤 友恵	技術委員長	猪野 順一
救急委員長	諸橋 勲夫	事務局長	屋良 朝康

第5条 開催場所

茨城県 筑波サーキット コース1000

第6条 開催日

令和6年12月10日（火）

第7条 参加資格

- 1) 競技運転者（ドライバー）は、当該車両を運転する事ができる運転免許証および、JAF発給の2024年有効な国内競技運転者許可証Bクラス以上の所持者とする。
- 2) 20歳未満の競技参加者（ドライバー）は親権者の承諾を必要とし、参加申込書に署名捺印がなければならない。

第8条 参加車両

- 1) 2024年度JAF国内競技車両規則第3編スピード車両規定に従ったP、PN、N、B、SA車両とする。
- 2) 使用できるタイヤサイズならびにホイールサイズは、「JATMAYEARBOOK」（タイヤ協会規格）に記載されているもの、またこれと同等なもので2024度JAF国内競技車両規則「スピード車両規定」に従うものとする。
- 3) Sタイヤ装着車両は、1回の競技走行記録に2.0秒を加算する。

第9条 クラス区分・出走台数

本競技会に参加できる車両を気筒容積により以下の排気量クラスに分ける。ただし過給装置付エンジンは、もとの排気量の1.7倍の排気量クラスとする。

- ・クラス1
1600CCまで2輪駆動車「P、PN、N、B、SA」車両
- ・クラス2
1600CCを超える2輪駆動車「P、PN、N、B、SA」車両
- ・クラス3
排気量問わず4輪駆動車「P、PN、N、B、SA」車両

第10条 参加申込

- 1) 参加申込は、参加申込書および改造申告書に必要事項を漏れなく記入し、署名捺印のうえ参加受付期間内に参加料を添えて下記参加申込先まで、現金書留にて申し込まなければならない。
なお、締め切り日の消印有効とする。また持参する場合も締め切り日までとする。
- 2) 参加車両名は15文字以内とし、必ず車両名（型式名でなく通称名：MR2、ランサー、シビック等）を入れること。
- 3) 同一ドライバーは1クラスしか参加出来ない。

4) 同一車輛の重複参加は可能

5) 参加料

・クラス1、2、3 1名につき 8,000円(税込み)

※振込先 PAYPAY 銀行 本店営業部 普通口座 1235281 オダカタダシ

6) 受付期間

令和6年11月10日から令和6年11月25日

7) 参加申込・問い合わせ先

オーマスポーツカークラブ (OMA)

〒286-0205 千葉県富里市根木名432-2 TEL 090-6954-0366 ファクス 0476-93-4555

8) オーガナイザーは参加申込者に対して理由を示すことなく参加申込の受理を拒否することが出来る。この場合は参加料は返還される。

9) 参加申込の諾否は、参加申込締切後、受理書の郵送またはファックスにて通知する。

10) 参加申込受理後の参加取消し、および参加車両の不備等によりオーガナイザーから出走を拒否された場合、参加料は返還されない。

第11条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営に関する実施細則、および参加者に対する指示事項は、公式通知によって示される。公式通知は参加締切後に発行する。

第12条 車両およびドライバー変更

1) 車両変更は、新たに改造申告書を記入のうえ、競技会開催日の受付時間までに大会事務局に車両変更手続きをし、大会審査委員会の承認を得なければならない。ただし同一クラスとする。

2) 正式受理後のドライバー変更は出来ない。

第13条 公式車両検査

1) 参加車両は競技会開催日に行われる公式車両検査を受けなければならない。

2) ドライバーは公式車両検査と同時に、運転免許証、競技ライセンス、ヘルメット、服装等の点検を受け、出場資格について確認を受けなければならない。
服装はレーシングスーツ・レーシングシューズ・レーシンググローブの着用が望ましいが長袖・長ズボン・運動靴・指先が露出しないグローブでも可とする。ヘルメットはJIS C種またはスネル規格等に適合したものとす。

3) 参加者はオーガナイザーが指定したゼッケンを、両側のフロントドアに貼付しなければならない。なお、ゼッケンに対する要望は受け付けない。

4) 公式車両検査を受けない場合、また不相当と判断された箇所を修正できない場合は大会審査委員会の裁定により失格とする。

第14条 競技方法

1) ドライバーは必ずドライバーブリーフィングに参加しなければならない。

2) スタートは、ランニングスタートとする。

3) スタート合図は、スタート旗または信号灯により行う。

4) コースの競技区間は競技前に公式通知にて発表します。

5) そのコースの慣熟歩行、練習走行(1回)を行い、その後競技走行を2回行います。

6) コース上は原則1台の車両が出走します。場合により時間差を設けて2台出走することもある

7) 競技走行は2回行い、ベストタイムが記録となる。

8) 途中棄権(リタイア)の場合は、車両を停止し明確な意思表示(ドアを開ける等)を行い競技役員に申し出ること。走行中以外でも競技役員に申し出なければなりません。

9) ストップラインには車両を正しく停止させる事。

10) 走行中は、競技役員によるフラッグ信号合図に従う事。

11) スタート後3分を経過してゴールに達し場合は無効となる。

第15条 信号合図

- ・ スタート旗又はグリーンランプ→スタート
- ・ 黄旗(真横または真上静止)→パイロンタッチ、パイロンダウン、脱輪
- ・ 黒旗(振動)→ミスコース、コースアウト
- ・ 赤旗(振動)→危険停止
- ・ 緑旗→コースクリア
- ・ チェッカー旗→ゴール

第16条 罰則

競技期間中、競技役員の指示に従わなかった場合には大会審査委員会の決定により失格になる場合がある。

- 1) 反則スタート →走行タイムの10秒加算する。
- 2) パイロンタッチ、ダウン→1本につき5秒を走行タイムに加算する。
- 3) 脱輪した場合 →1輪につき5秒を走行タイムに加算する。
- 4) ミスコース →当該走行を無効とする。
- 5) 4輪脱輪 →当該走行を無効とする。
- 6) 走行中他からの援助 →当該走行を無効とする。

第17条 計時及び順位の設定

- 1) 計時は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時を開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は自動計測または、ストップウォッチ2個以上で計測します。(1/100秒まで)
- 3) 原則として2回のうちベストタイムで順位決定をします。
- 4) 同タイムが複数の場合は、下記により決定する。
 - ①セカンドタイムの成績による。
 - ②排気量の小さい車両の者を上位とする。
 - ③大会審査委員会の決定。

第18条 賞典

- 1) 賞典
 - ・クラス1、2、3
 - 1位～3位 トロフィー&JAFメダル&副賞
 - 4位～6位 トロフィー&副賞
- 2) 賞の制限
 - 賞典は各クラスとも出走台数の50%を越えない6位までとする。

第19条 損害の補償

- 1) 参加者およびその関係者は、オーガナイザー、競技役員、コース所有者が、一切の補償責任を免除されていることを了承した上で、競技会に参加しなければならない。
- 2) 参加者は、参加車両および付属品が破損した場合、理由の如何を問わずその責任は各自でおわなければならない。
- 3) 参加者およびその関係者が会場施設、器物の破損汚損その他車両・人身へ損害を与えた場合、理由の如何を問わず加害者が全責任を負うものとする。

第20条 抗議

- 1) 参加者は、自分が不当に処遇されていると判断した場合、JAF 国内競技規則の抗議の時間制限以内で抗議することができる。
 - ただし、審判員の判定、使用コース、計時装置に関する抗議は認められない。
- 2) 抗議は、所定の抗議料を添えて文書にて大会競技長に提出しなければならない。
- 3) 抗議の裁定は大会審査委員会が行い、裁定結果は口頭により抗議提出者に伝えられる。

第21条 競技会の延期、中止、短縮

- 1) 保安上または不可抗力のため、競技会の実施あるいは続行が困難になった場合、大会審査委員会の決定により競技会の延期、中止および短縮を行う場合がある。
- 2) 延期・中止の場合、参加料は返還する。ただし、天災地変の場合はこの限りではありません。
- 3) 短縮の場合はクラスごとに順位の評定ができるかぎり、競技は成立したものとする。

第22条 本規則の解釈

本規則および公式通知の解釈に疑義が生じた場合、大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

第23条 本規則の施行

本規則は参加申込の受付開始と同時に施行する。

以上。